

2025年6月20日

法務省法制審議会（再審関係）部会 御中

〒102-0083

東京都千代田区麹町3丁目10番地2

シティスパイア半蔵門1001号室

高橋正人法律事務所

電話03(3261)6181

FAX03(3261)6182

犯罪被害者支援弁護士フォーラム代表代行兼事務局長

弁護士 高橋 正 人

意見書

第1 総論

私は、平成30年に解散した全国犯罪被害者の会（旧・あすの会）に、設立年度の8月に入会し、その後、解散時まで副代表幹事をしておりました。被害者参加制度創設のための第一次犯罪被害者等基本計画検討会（平成17年4月から同年12月）、及び法制審議会（平成18年10月から翌年2月）に、故・岡村勲先生の随行員として全て参加し、平成25年から26年に開かれました「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」（被害者参加制度等の3年後見直し）に委員として出席しました。

このたびの法制審議会の議論をお聞きしてまず最初に感じたのは、日弁連の意見は、被害者やその遺族を含めた被害者等（以下、纏めて単に「被害者」と言います）を永遠に苦しみ続けるもので、バランスに欠けた意見だと感じました。

犯人はいつ収監されるのか、いつ死刑が執行されるのか、被害者は、毎日、祈るような気持ちで見守っています。「やっと有罪判決が確定した、刑が執行される、事件に区切りをつけられる、新たな生活の一步を踏み出せる」と思っていたのに、さらに日弁連の案のように、要件を著しく緩和して審理が延延と続くというのであっては、被害者は自分が死ぬまで苦しみ続けなければなりません。「事件に区切りを付けて前に一步踏み出す」ことが永遠にできなくなりかねません。日弁連は、一体、どこまで被害者を苦しめれば気が済むのでしょうか。

被害者の尊厳を定めた犯罪被害者等基本法3条を蔑ろにし、同3条に基づいて宣言された第一次犯罪被害者等基本計画で言うところの「犯罪被害者等の権利利益の保護」を形骸化させるものです。

第2 証拠の早期開示について（条件付き賛成）

1 証拠を早期に開示しないと真犯人を捕まえることができなくなる

必要な証拠開示が十分に行われておらず、手続きがいたずらに長期化するという批判が寄せられています。私もそのようなことがあってはならないと思います。

証拠をいつまでも開示せず、たとえば30年が経過してから開示され、

冤罪だと判明されたとしても、殺人事件等の凶悪事件以外では時効が成立しており、時効が廃止された殺人等の事件でも、事実上、真犯人を捕まえることはできません。冤罪は、今まで犯人だと思って死刑執行や、死刑以外でも刑の確定により事件に区切りをつけることを待ち望んでいた被害者を裏切るものです。

経済的補償で賄うべきという人もいるが、補償は当然です。だからと言って、怒り、苦しみ、憎しみは少しも消えません（冤罪は被害者にとって二次被害）。

被害者の立場からすれば、無罪を言い渡すべき明らかな証拠があるかどうか一日も早く明らかにして、一刻も早く事件に区切りをつけて欲しいと思っています。

そのためにも、早期に「必要な」範囲内で証拠を開示し、万が一冤罪であれば、真犯人を捕まえる時間を残しておいて欲しいと思います。

2 証拠開示に関係する冤罪の温床は法曹三者の責任

翻って考えてみますと、冤罪の温床は検察官だけに責任があるのではありません。私弁護士も含め法曹三者全員に責任があるのではないのでしょうか。

裁判所は、裁判員裁判では、証拠を著しく制限しようとしています。その典型は刺激証拠の一切の排除です。イラストでどうして科学的な事件の真相解明ができると言うのでしょうか。これは冤罪及び逆冤罪の温床になりかねません。

再審が認められたとき、通常審で排除された刺激証拠（とりわけ法医学者が作成した写真）が出されたとき、実は、良く検討すれば傷害致死罪ではなく、全く逆に、殺人罪の心証を再審の裁判官が抱いたら一体、どうされるのでしょうか。

さらに、弁護人にも責任があります。第一審では、ルールに則って、全ての証拠を少なくとも検察は開示しています。それを科学的に検討することができない弁護士が多くいます。そこにも、冤罪を生む責任があると思います。

3 性犯罪では不開示にすべき

証拠の早期開示には原則賛成ですが条件付きです。性犯罪被害者は、その事実を隠して生活していることが多いです。結婚する際も黙っていることが多いです。いつ再審で蒸し返されるかもしれないと思うと、安心して生活することが出来ず、一生被害回復ができません。刑法改正と同時に設けられた撮影罪(いわゆる盗撮罪)が施行され、検察官が性的画像を消去・破棄できるようになりました。再審になってそれら消去破棄された客観証拠がないことを理由に、無罪になってしまうのではないかという恐れを抱いています。

では、その性的画像を保存し続ければ良いのではないかとされるかもしれませんが、そう単純な問題ではありません。画像が世の中に存在すること自体が被害回復を阻害し、性犯罪被害者は一生救われなからです。性的画像を消去・破棄できるようにした法改正の趣旨が無駄になってしまいます。

そもそも、性犯罪は不合理な否認をする人が多いです。被害者は、加害者が有罪になっても、逆恨みして仕返しに来るのではないかと常に恐れています。そのような加害者ほど再審請求する可能性が高く、被害者は一層、脅え続けなければなりません。

性的画像については物理的に消去し、再審開始手続きの際の開示の対象から外すべきです。

第3 検察官の抗告（不服申立権）の禁止について（反対）

1 人は誰でも間違いを犯す

検察官の不服申立権を禁止するというのは、第一審の1名、合議なら3名の裁判官の判断が全て正しいということが前提になっています。

しかし、実際には、裁判官には個人差が大きい方がおられます。司法試験では、ものの見方や捉え方・感じ方、他者との関わり方などが、その人が属している文化や社会に照らし、著しい偏りがあるかどうかなどについて試験項目に入っていません。それを是正する制度も10年に1回だけ行われる、下級審裁判官に対する再任するかどうかの内部的な審査制度と

(憲法 80 条 1 項)、どんな裁判官がどのような理由で判決を下しているか詳細な情報提供がないため事実上機能していないと言っても過言ではない最高裁国民審査制度(憲法 79 条 2 項・3 項)があるだけです。

人間は誰でも間違いを犯します。だからこそ、三審制になっているのではないのでしょうか。

2 逆冤罪の可能性について

検察官の不服申立権を一切禁止するというのは、冤罪だけでなく逆冤罪さえ生みかねず、被害者をさらに苦しめることになりかねません。

日弁連の資料によると、不服申立てをした 17 件のうち 12 件で再審開始決定が確定しています。うち 4 件で不服申立てが認められています(1 件は審理継続中)。

ということは、不服申立権を認めなければ 4 件は逆冤罪になった可能性があるということです。いくらその後に再審の裁判が行われるとしても、多くの場合、再審開始決定が出されれば無罪となり有罪とされた事例はありません。となると、4 件については、被害者からすれば、真犯人であるのに、真犯人ではないと墓前に報告しなければならないことになります。
これは、耐えがたい苦痛であり、司法への信頼は地に落ちます。

第 4 裁判官の除斥・忌避(賛成)

当然、賛成です。

第 5 要件緩和について(反対)

1 被害者を苦しめ法的安定性を破壊する

現行法では、無罪を言い渡すべき明らかな証拠がある場合のみ、再審手続きが進むことになっています。他方、日弁連は、「明らかな証拠」がなくとも「事実誤認があると疑うに足る証拠」さえあれば、容易に再審手続きを開始すべきだという訴えています。

そもそも「罪を犯したことについて、合理的な疑いを入れる余地がない程度」に証明できたと地裁、高裁、最高裁が判断したからこそ、有罪判決

が言い渡され、刑が確定しています。

それにも関わらず、明らかな無罪を言い渡すべき証拠がなくても、事実誤認を疑う証拠さえ提出すれば再審手続きが進むというのであっては、事実上、4審制、5審制、6審制など永遠に続けなければならない、被害者は永遠に苦しむことになります。これは法的安定の破壊でもあります。

2 違憲の疑い・犯罪被害者等基本法3条違反

憲法76条1項は、「すべて司法権は最高裁判所及び法律で定めるところにより設置する下級裁判所に属する」と書かれてあります。憲法上は最高裁と、下級審として法律上最低限一つだけ設ければよく、合計二審制でありさえすれば合憲です。これをあえて法律で三審制にしているのは、より慎重な審理を実現するためです。これを事実上、永遠に審理が続くような再審開始の手続きの要件緩和は憲法違反の疑いさえあるのではないでしようか。

第6 再審請求手続き中の義務的死刑執行停止(反対)

これを認めたら、死刑執行を免れるために、再審請求が乱発され、永遠に死刑執行ができないことになります。被害者の被害回復を阻止することになり、一生涯救われません。

義務的な死刑執行停止は、結局のところ、死刑制度の事実上の廃止と同じことで、死刑制度反対論者の意見を取り入れることに等しいものです。

第7 再審請求手続きを全件国選弁護とする案(反対)

このようなことを認めれば、実質的に無償で弁護人が付くことになるのですから、極端なことを言えば交通事故で罰金刑を受けた者でも、あるいは「不合理な否認をして争っていた者」ほど、再審の訴えを乱発することは必至です。要件の緩和と相まって、おそらく極めて多くの事件で、再審が乱発され、法的安定性が破綻すると思われます。

言い過ぎかも知れませんが、弁護士の職域拡大が本音だと疑われてもやむを得ないのではないでしようか。